

令和6年第4回恵那市教育委員会会議録

開催日時 令和6年3月26日(火) 午後1時30分～

開催場所 恵那市役所 西庁舎 4A会議室

出席委員 教 育 長 岡 田 庄 二
教育長職務代理者 後 藤 伸 子
委 員 樋 田 千 史
委 員 西 尾 修 欣
委 員 村 松 訓 子

説明のため出席した教育委員会事務局職員等

副教育長 工 藤 博 也
事務局長 鈴 村 幸 宣
事務局次長兼教育総務課長 佐々木 和 美
事務局次長兼学校教育課長 丸 山 頼 彦
教育総務課総務係担当係長 原 久 晃

日程第1 会議録署名者の決定
日程第2 会期の決定
日程第3 会議録の承認
日程第4 教育長の報告
日程第5 議事

議 事	案 件 名	結 果
議第10号	恵那市招致外国青年就業規則の一部改正について	承 認
議第11号	恵那市立学校施設開放規則の一部改正について	承 認
議第12号	恵那市教育委員会事務局組織規則の一部改正する規則について	承 認
議第13号	恵那市正家廃寺跡調査整備委員会設置要綱等の一部改正する要綱について	承 認
議第14号	恵那市歴史資料館整備検討委員会設置要綱の制定について	承 認

開 会 (午後1時30分)

教育長 では、定刻になりましたので、令和6年第4回恵那市教育委員会定例会を始めます。

1 会議録署名者の決定

教育長 日程第1、会議録署名者の決定です。樋田委員、西尾委員、よろしくお願ひします。

2 会期の決定

教育長 日程第2、会期の決定。令和6年3月26日、1日間です。

3 会議録の承認

教育長 日程第3、第2回、第3回の会議録の承認

4 教育長の報告

教育長 日程第4、教育長の報告です。

まず、2月21日に教育実践論文の表彰式を行いました。今年は応募総数が37件、そのうち優秀賞9名、一般の教員の方5名、新人が4名です。それから優良賞6名、一般が2名、新人が4名ということで表彰させていただきました。なかなか応募が伸びないので、少し残念なところですが、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

それから、2月28日に武並コミュニティセンターが優良公民館表彰を受けました。岐阜県から受けたのは、今年は郡上の和良地域公民館と2公民館です。これは「見守りボランティア」とか「地域みんなでラジオ体操」とか、「広報たけなみ」による情報発信ということで、この情報発信の中に地域で活躍する子供の写真をふんだんに使用しながら、地域と学校が協力しているような活動をしたということが評価されて表彰を受けました。

その中で、継続するということが大事なだけでなく、「引き継ぐことは形ではなくて心です」というようなことを公民館の方が言ってみえます。まさにそうだなということを思っていました。

3月6日に学校給食食物アレルギーの検討委員会がありました。恵那市が作っています食物アレルギーの対応の手引を今年度改訂します。前回の改訂が平成29年の3月でしたので、7年ぶりの改訂です。除去食で対応しているわけですが、給食センターも、学校も、みんなが気を付けていないといけなことで、なかなか難しいことなのですけれども、前回もどこかでお話ししましたけど、「みんなと同じものが食べられる」という本当に喜んでいて子供たちの声を聞くと、続けていきたいし、事故があってはいけないことなので、改めてみんなで気を引き締めてやっていこうという話をしました。

その中で、ピーナッツ、落花生ですけれども、落花生はナッツではないと、ピーナッツというのだけど、ナッツ類とは違って、非常にアレルギーの症状がひどく出るという話で、そばと同じような扱いで、給食で扱うのはどうだろうかということが今回話題になりました。来年度以降、落花生を給食で扱うのはやめましょうということで確認ができました。いろいろな郷土食にも使われていたりしますし、給食の献立にちょっと制限ができるわけですが、それは日常生活の中でも補えることなので、危険なものはできるだけ扱わないようにしましょうということになって、来年度から使うのをやめましょうということで話が今進んでいるところでございます。

それから、各委員さんにも出ていただいたと思いますけど、卒業式、中学校が3月8日、小学校が3月25日ということで、私も出席させていただきました。学校で様々な工夫をされて、子供たちのいい姿を見ることができたなということをおもっています。それぞれが新しい一歩を踏み出すための、式だったというふうに思っています。

今年、高校進学を希望した生徒は全員進学先が決定しました。数名高校という進学先を選ばずに、働くとか、海外へ行ってみたい、そういう新しい、高校以外の進路先を見つけて、今、もうそれに進んでいる子供もいます。

それから、3月10日に少年消防隊の修了式がありました。今年は72人少年消防隊に入っているのですが、5年生が46人、6年生が26人で、今回はその26人の子供たちの修了式ということでした。小学校12校から参加してもらっています。やはり2年間やると子供の表情も違いますし、動きもいいですし、自信を持って地域のために頑張りたいというような話ができるということは本当に素晴らしいなと思いました。今年、コロナが5類になって、予定されている活動が全てできたので、それも子供たちにとっては非常に良かったということをおもいます。3月はいろいろなまとめの式ですとか、次に向かって子供たちが歩いていく、そういう式にたくさん出させてもらいましたが、確実に子供たちに力が付いていることを感じるそれぞれの式でした。

報告は以上です。

5 議案審議

教育長 では、日程第5に移ります。日程第5、議案審議に入ります。

まず、議第10号、恵那市招致外国青年就業規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局次長兼学校教育課長

議第10号恵那市招致外国青年就業規則の一部改正について説明。

教育長 では、ただいまの提案について、御質疑がありましたらお願いします。どうぞ。

西尾委員 ALT以外に何か該当するような人はありますか。

事務局次長兼学校教育課長

この招致外国青年就業規則はALTのみになります。

西尾委員 のみですか。

事務局次長兼学校教育課長

はい。今、市が関係している職員としましては。

教育長 ほか、よろしいですか。

では、本議案については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 はい、ありがとうございます。では、議第10号恵那市招致外国青年就業規則の一部改正については、原案のとおり承認することに決定しました。

では、続きまして、議第11号恵那市立学校施設開放規則の一部改正について、

事務局から説明をお願いします。

- 事務局長 議第11号恵那市立学校施設開放規則の一部改正について説明。
教育長 では、今の提案説明について、御質疑はありませんか。よろしいですか。
委員 では、本議案については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
教育長 異議なし。
委員 ありがとうございます。では、議第11号は原案のとおり承認することに決定しました。
教育長 以上で当初予定しておりました議案はこれで終了ですが、もう一つ、別紙で追加議案書というのがあると思います。
委員 追加議案で3件ありますけれども、併せてその審議もお願いしたいと思えます。
事務局長 では、続けて追加議案の審議に入っていきます。議第12号恵那市教育委員会事務局組織規則の一部改正する規則について、事務局より説明をお願いします。
教育長 議第12号恵那市教育委員会事務局組織規則の一部改正する規則について説明。
西尾委員 では、ただいまの提案説明について、御質疑等あればお願いします。
事務局長 コミュニティセンターは今までは通名だったのですか。今回、初めてコミュニティセンターの名称に変えるということですか。
西尾委員 コミュニティセンターは、教育委員会部局ではなく市長部局で設置条例を定めています。通名ではなく、コミュニティセンター設置条例に載っている名称ということですか。
事務局長 では、今度は教育委員会の規則もそれに倣ってということですね。
西尾委員 はい。
樋田委員 生涯学習課という名称はなくなるということですか。
事務局長 そうということになります。
樋田委員 そうすると看板が違ってきますね。
事務局長 はい。いろいろな看板が変わってくるので、それも直していきます。
樋田委員 社会教育課は課長ができますね。
事務局長 そうです。
樋田委員 それからもう一つ。
教育長 文化課。
樋田委員 文化課長ができますか。
事務局長 そうということです。
教育長 課長が1人増えます。
樋田委員 場所はどこですか。
事務局長 場所は変わりません。
樋田委員 看板が変わるということですね。
事務局長 そうです。市役所の内部の席については、看板が変わるだけで場所は変わりません。それから、いろいろな事務局を受けていたり、規則があったりします。こういったものは、この後、説明させていただきますが、それぞれの所管に分けるという形になります。

樋田委員 生涯学習課というのは、珍しい課であったと思いますが、できてから何年も経っていますよね。

教育長 そうですね。

樋田委員 何か不具合でもあったのでしょうか。あるいは整理しただけでしょうか。

教育長 そうですね。生涯学習課で抱えるものが非常に多くなったので、課長を2人置けるように課を分けて、仕事がもう少し効率よく的確に進むようにと考えたものです。

樋田委員 分かりました。

事務局長 人数のバランスから言いますと、今現在、生涯学習課には8人の正職員がおりますが、国民文化祭等もありますので、取りあえず令和6年度は5人と3人に分けています。

事務局長 社会教育課が5人、文化課が3人、ここに会計年度任用職員がそれぞれ加わった体制でやっていくという形になります。

村松委員 社会教育指導員の人たちは社会教育課のほうに移るとのことですね。

事務局長 そうです。

村松委員 それぞれ担当はあるということですね。

事務局長 はい。

西尾委員 国民文化祭ですけど、あれは1年だけではないですか。

事務局長 岐阜県で行うのは今年ですけど、全国的に順番に回っておりまして、各地で開催されていますので、そこに何か参加するなど、そういったことがあるかもしれないので、取りあえず両方にしております。将来的には、どういう形で参加するのかというところを少し見据えています。主に業務として行うのは今年1年ということですよ。

西尾委員 はい、分かりました。

教育長 ほか、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

教育長 はい。ありがとうございます。では、議第12号は原案のとおり承認することに決定しました。

事務局長 続いて、議第13号恵那市正家廃寺跡調査整備委員会設置要綱等の一部改正する要綱について、説明をお願いします。

事務局長 議第13号恵那市正家廃寺跡調査整備委員会設置要綱等の一部改正する要綱について説明。

教育長 はい。ただいまの提案説明について、御質疑があればお願いします。

樋田委員 12ページの3.内容の(3)番に恵那市生涯学習指導者という言葉がありますが、この生涯学習の言葉はなくなってくるのでしょうか。

事務局長 課名が変わるだけなので、生涯学習という言葉そのものがなくなるわけではございません。生涯学習指導者という言葉は生きているということです。

樋田委員 それを管轄するのが。

事務局長 社会教育課となります。いわゆる子供から高齢者まで生涯を通して学ぶという

生涯学習制度に基づく理念は変わらないというところです。

樋田委員 社会教育指導者ではいけないのですか。ここに生涯学習という言葉は残ってくるでしょう。

事務局長 はい、残ってきます。

樋田委員 よく分かりませんね。

事務局長 社会教育というよりも生涯学習と言う方が、もう少し広い考え方になると思います。社会教育指導者としますと、少し範囲が狭まってくるかなというところでは。

樋田委員 はい。青少年とかですね。縮まってきますね。

教育長 生涯学習課という課がなくなったというか、2つに分かれたわけですけど、自動的に全てのところの生涯学習という言葉がなくなるという意味ではないので、この生涯学習指導者というのは、そういう面で言うと、変えなくてもいいのではないかと思います。

樋田委員 はい。

教育長 ほか、よろしいでしょうか。

では、本議案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、議第13号は原案のとおり承認することに決定をしました。

続いて、議第14号恵那市歴史資料館整備検討委員会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議第14号恵那市歴史資料館整備検討委員会設置要綱の制定について説明。

教育長 それでは、御質疑等ありましたらお願いします。

西尾委員 ちなみにですが、現在、市内にはその資料館というのは何か所ぐらいあるのでしょうか。

事務局長 現在、公開しているところは4か所あります。岩村、山岡、串原、東野、ただし、岩村以外のところは、公開していると言いましても、希望があったときに申込みをいただいて、その日に開けて見ていただくというようなやり方をしております。希望も年間に数回しかないような状態です。そういったところも歴史的資料の保管場所としては維持しながら、企画・展示するようなところは1か所にまとめて見せた方が、眠っているものをより一層活用していけるのではないかという考えもございます。

西尾委員 先ほどの説明の中で、3か年かけて、この委員会で今後のことを考えましょう、その後は、既存の資料館の建物を撤去するというような説明。

事務局長 岩村の歴史資料館は取壊します。それ以外のところは、地域それぞれの特徴があるものが多いですので、全部集めてしまうというよりも、文化的な位置付けができないかなど、そのようなこともこの委員会の中で協議していただきたいと思っています。

西尾委員 既存の4か所のうちの3か所、岩村以外の3か所は、半分倉庫というような機能を持ちつつ、これまでどおり希望があれば開館することもできるということ

ですね。

事務局長 そうですね。そういったことも検討していただきたいと思います。

西尾委員 検討するための委員会だよということですね。

事務局長 そうです。

樋田委員 膨大な資料になるのではないですか。

事務局長 そういうこともあります。

樋田委員 振興事務所2階に、例えば東野資料館とか、持っていっても展示できますか。

事務局長 全部一遍に展示することは難しいので、今の2階スペースの中に東側と西側がありますけど、東側の方はそういう展示的なスペースにして、西側の元の議場があったところや、今、地下にもかなり倉庫がありますので、そこに置いておきながら、美術館の企画展のように年間で入れ替えをして見せていくと。通常、同じものを置いておくというのは、やはりスペース的には足りないのです。

樋田委員 でも、やはり物置になりますね。

事務局長 ずっと倉庫に置いておかないように、何かテーマを決めて、その都度入れ替えしながらやっていくような見せ方をしたいと思います。

樋田委員 岩村の今ある資料館は、更地にするということですか。

事務局長 そうです。

樋田委員 結構広いですね。

事務局長 そうですね。築50年ぐらい経っていますので、かなり古くなってきているのが現状です。奥にトイレがありますが、トイレはまだ新しいので、この後、使っていただこうと思っています。

樋田委員 その上に茶室か何かあるでしょう。

事務局長 はい。

樋田委員 あれはそのまま残しますか。

事務局長 あれはそのままです。結局、今の資料館のところは古くなってきて、建て替えをしようにも、場所的に建て替えが難しいので、どこかに移転をしましょうという観点と、先ほど、冒頭に言いました、この行政改革の中で建物を集約していくという、そういった位置付けにもなっていますので、そういった幾つもの目的を1つに合わせるような形で整備をしていくということになります。

樋田委員 岩村、そこで薪能を行っていますよね。資料館が無くなると、かなり広がりますね。

事務局長 そうですね。薪能は、この夏にもやりました。外でやりますので、もし資料館が無くなれば、かなり広がります。

樋田委員 市民会館の資料を全部、あれも大変な量ですよ。

事務局長 そうです。

樋田委員 あの部屋は、余裕の部屋になるのですか。

事務局長 そうですね。もしこれができた暁には、今の3階部分が少しほかで使えるという形になります。

樋田委員 3年で。

村松委員 トイレはそのまま残すということは、あの場所は、岩村城に上る途中ですから、

上る人たちが途中で寄ることもできるということですね。

事務局長 そうです。トイレは5年ぐらい前に新しくしていますね。

西尾委員 確認です。今回、3年かけて検討してもらい委員会が立ち上がります。その委員会の中で資料館と言われるものを集約します。その結果、岩村の資料館は取壊しになります。市内のそれ以外の資料館については、取壊しというわけではないですか。

事務局長 そうですね。その位置付けを明確にして、必要であれば目的を持った建物になっていくように検討していただきますし、必要ないということであれば、取壊しになる可能性もあるかもしれないです。

西尾委員 可能性もあると。

事務局長 はい。

教育長 よろしいですか。では、本議案については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

委員 異議なし。

教育長 はい、ありがとうございます。では、議第14号は原案のとおり承認することに決定しました。

以上で定例の議案と、追加議案の審議を終わりましたので、これで令和6年第4回恵那市教育委員会の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時10分閉会を宣言。

令和6年3月26日

教育委員 樋田千史

教育委員 西尾修欣